

総務委員会資料

平成28年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第3号

「川崎市附属機関設置条例の一部を改正する 条例の制定について」

資料1 新旧対照表

資料2 川崎市政策評価審査委員会の設置について（案）

平成28年2月10日
総合企画局

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3月23日条例第 1 号 (略)					○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3月23日条例第 1 号 (略)				
別表第 1 (第 2 条～第 5 条関係)					別表第 1 (第 2 条～第 5 条関係)				
市長の附属機関					市長の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期
(略)					(略)				
川崎市政策 評価審査委 員会	総合的な計画における重要 な政策等の評価に関して調 査審議すること。	9 人 以内	(1) 学識経験 者 (2) 市民	3 年	<新設>				
(略)					(略)				

川崎市政策評価審査委員会の設置について（案）

1 趣旨

- 新たな総合計画の進行管理は、**成果指標による評価**を実施し、計画の達成状況等を**市民目線でわかりやすく公表する**など、市民満足度の向上を目指し、効率的・効果的な施策の推進を目的として行います。
- 計画の評価については、内部評価及び**外部評価による客観的な評価**を行い、取組の改善や効率化、次期計画への反映等に活用します。
- この外部評価の実施機関として、「川崎市附属機関設置条例」を改正し、平成 28 年度から、「川崎市政策評価審査委員会」（以下、「委員会」という。）を附属機関として位置づけるものです。

2 委員会の所掌事務

○所掌事務

総合的な計画における**重要な政策等の評価**①に関して**調査審議する**②こと

- ① 重要性や課題解決の緊急性が高い施策、市民生活に直結し達成状況等を示す必要性の高い施策については、計画の推進につなげるための**重点的な審議**を行います。
- ② これまでの“内部評価結果の市民へのわかりやすさ”を視点とする評価からさらに進め、**市民目線・専門的視点で、内部評価結果の公正性、適正性、妥当性等の検証**を行い、**より効率的・効果的に施策の推進を図るための評価**を行います。

3 委員の構成・委員の任期・評価の方法

○委員構成

学識経験者 6 人（社会福祉、教育行政、公共経済、都市計画、地方行政・評価制度等の識者）及び**公募市民 3 人**の**計 9 人以内**で組織します。

○委員の任期

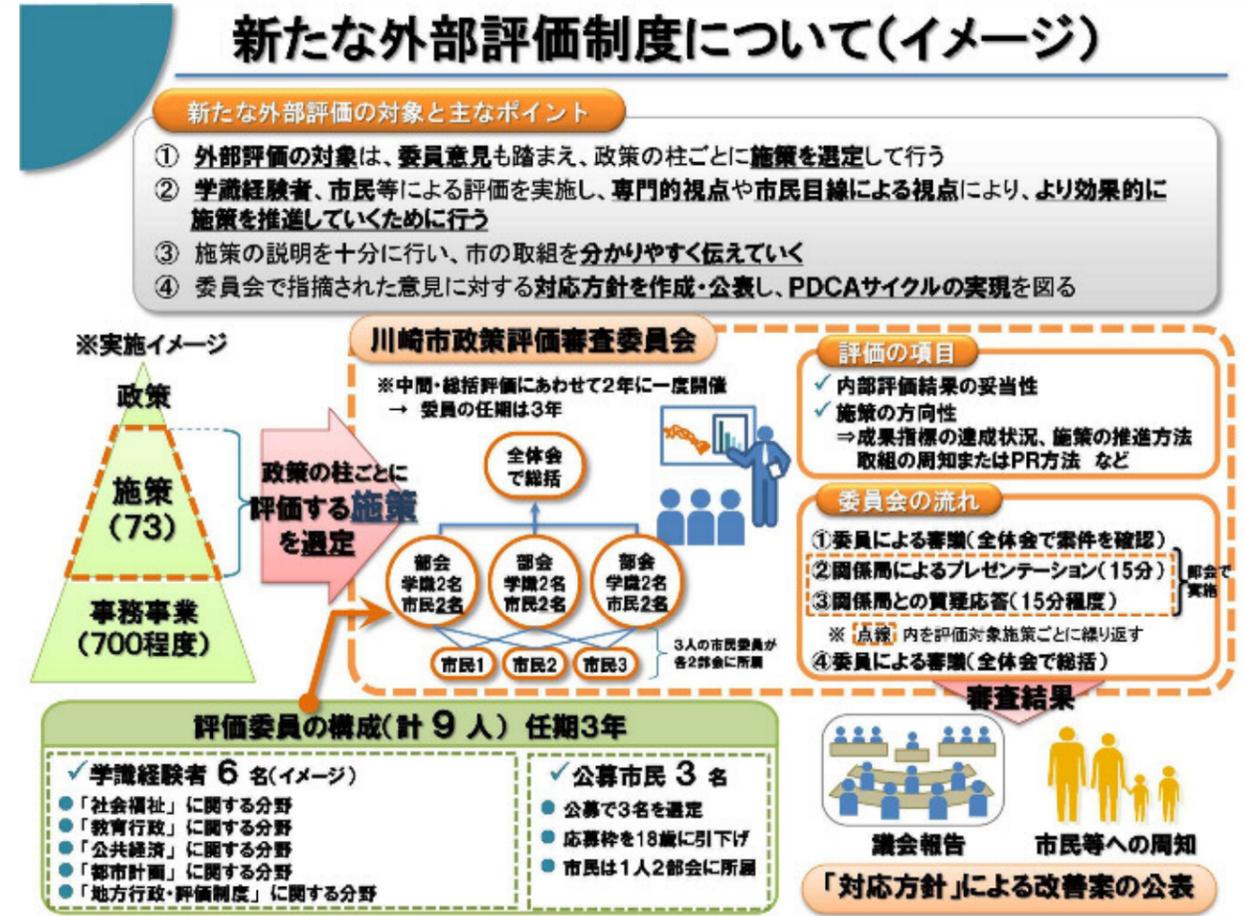
委員会は、各実施計画の**中間評価（2 年に一度）**及び**総括評価（計画期間終了後）**までを担うものとし、委員の任期は**3 年間**とします。

第1期実施計画		第2期実施計画			第3期実施計画					
H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
	中間評価	総括評価		中間評価		総括評価		中間評価		総括評価
【委員第1期(3年)】 H28年10月～H31年9月			【委員第2期(3年)】 H31年10月～H34年9月			【委員第3期(3年)】 H35年10月～H38年9月				

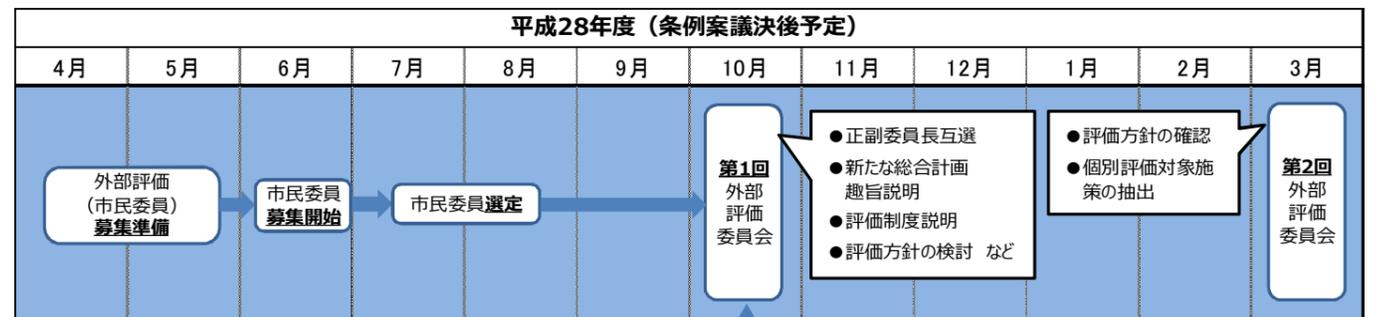
○評価の方法

施策全体の総合評価とともに、施策実施局のヒアリング等を通じて、**専門的見地等から具体的・重点的に審議する**ため、施策を分野別に分類して審議する**部会方式**を検討します。

4 外部評価のイメージ



5 評価のスケジュール



○評価委員の選定

市民委員については、6月を目途に募集を開始し、**公募により選定**します。また、**学識経験者**については、**各分野の識見を有する大学教授等**を中心に選定します。

○委員会の開催

委員会は、平成 28 年度は 2 回の開催を想定しています。第 1 回は**制度の概要説明や外部評価の視点等の評価方針を検討**し、第 2 回は**中間評価に向けた具体的な評価の検討に着手**します。